

# 市川市国際交流協会規約

## (名称)

第1条 この会は、市川市国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 協会は、市民主体の多様な国際交流活動を推進するため、海外都市との友好親善を促進するとともに、地域に根ざした国際交流及び国際協力活動を展開することにより、市民の国際化意識を高め国際感覚を養い、在住外国人と共に世界に開かれた地域づくりに寄与することを目的とする。

## (事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 姉妹友好都市、その他の海外の都市との交流事業の促進
- (2) 国際交流及び国際理解に関する啓発活動の実施並びに支援
- (3) 国際交流に関するボランティア活動の育成及び支援
- (4) 外国人にも住みやすい生活環境を実現するために必要な活動
- (5) 国際交流に関する情報の収集及び提供
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な活動

## (協会の構成及び入会)

第4条 協会は、第2条の目的に賛同する会員によって構成する。

- 2 会員は、個人及び法人その他の団体とする。
- 3 会員となるものは、入会申込書を協会に提出し、会費を納入するものとする。

## (会員の資格喪失)

第5条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員でなくなるものとする。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。
- (4) 除名されたとき。

## (除名)

第6条 協会は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会において出席委員の4分の3以上の同意を得て、その会員を除名することができる。

- (1) 協会の名誉をき損し、または第2条の目的に反する行為をしたとき
- (2) 協会に対して行った犯罪により刑罰を科せられたとき

## (組織)

第7条 事業活動の運営に当たるため、協会に次の号に掲げる組織を置き、当該各号に定める委員会等をもって構成する。

- (1) 海外都市交流部会 ガーデナ市委員会、楽山市委員会、メダン市委員会、ローゼンハイム市委員会及びイッシーレ・ムリノー市委員会
- (2) いちかわ国際交流部会—ホームステイ・ビジット委員会、日本語教室委員会、通訳・翻訳委員会、異文化交流委員会及び外国人委員会
- (3) 青年部会 青年会及び学生会
- (4) 企画部会—広報委員会（広報委員会の委員は各委員会より1名を選出する。）及び協力団体

2 各組織の運営に関しては、年1回以上の各委員会の全体会を開催し、年度末には事業総括及び決算報告をまとめるとともに、会員の意思を反映した次年度年間計画及び次年度予算を各委員会の審議を経て定める。

## (役員及び役員会)

第8条 協会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 各委員会 3名（委員長1名、委員2名）
- (4) 青年部会長 1名（青年部会長のもとに青年会代表1名及び学生会代表1名を置く。）
- (5) 監事 2名
- (6) 事務局長 1名

2 役員会は上記の者で構成し、必要に応じ会長が招集する。付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 総会の議決する人事、組織改定及び規約の改定等の事項

(2) 事業計画を決定し、その推進を委員会に委ねる。

3 委員長会は、本会事業の企画立案と推進を図るために設置し、会長、副会長、各委員会委員長、青年部会長、監事及び事務局長で構成し、月1回会議を開くものとする。

#### (役員を選出)

第9条 役員は役員会において選出し、総会において承認を受ける。

#### (役員の職務)

第10条 会長は協会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

3 役員は、会長が指定する協会の運営に関する事務を処理する。

4 監事は、協会の会計処理を監査する。

#### (役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 役員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期が満了した場合においても、後任者が選任されるまでの間は前任者が引き続き職務を行う。

#### (名誉会長、顧問及び相談役)

第12条 協会に名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。

2 名誉会長、顧問及び相談役は、役員会の承認により会長が委嘱する。

3 名誉会長、顧問及び相談役は、役員及び監事を兼ねることができない。

#### (総会)

第13条 協会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は会長が招集する。

#### (総会の議決事項)

第14条 総会は次に掲げる事項を議決する。

(1) 規約に関すること。

(2) 会長、副会長の承認に関すること。

- (3) 予算の議決及び決算に関すること。
- (4) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (5) その他、会長が重要と認めた事項。

### (議長)

第15条 総会及び役員会は会長が議長となる。

- 2 会長に事故あるときは、第10条第2項を準用する。

### (議決)

第16条 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合、議長は会員として議決に加わる権利を有しない。

- 2 役員会の議事は、出席役員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合、議長は役員として議決に加わる権利を有しない。

### (予算)

第17条 協会の予算は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 補助金等
- (3) 寄付金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

### (会費)

第18条 本会の会員は、1口以上の年額次の会費を納めるものとし、1口当たりの会費の年額は、次のとおりとする。

- (1) 個人 2,000 円
- (2) 個人(外国人) 1,000 円
- (3) 学生・生徒 1,000 円
- (4) 団体・法人 10,000 円

### (会計年度)

第19条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (事務局の設置等)

第20条 協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局に事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、協会の事務・会計を処理する。

### (その他必要な事項)

第21条 この規約に定めるもののほか、協会の運営に必要な事項は、会長が役員会に図って定める。

附 則

この規約は、平成13年2月3日から施行する。

附 則

この規約は平成14年4月21日から施行する。

附 則

この規約は平成15年4月20日から施行する。

附 則

この規約は平成16年4月29日から施行する。

附 則

この規約は平成20年4月25日から施行する。

附 則

この規約は平成22年4月24日から施行する。

附 則

この規約は平成24年4月28日から施行する。

附 則

この規約は平成27年4月11日から施行する。

附 則

この規約は平成28年4月24日から施行する。